

## 議 第 1 5 号 議 案

選択的夫婦別姓制度の法制化に関する意見書の提出について  
選択的夫婦別姓制度の法制化に関する意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和7年6月20日提出

富士見市議会議長 勝 山 祥 様

提出者 富士見市議会議員 根 岸 操

賛成者 同 川 畑 勝 弘

## 提 案 理 由

選択的夫婦別姓制度の法制化に関する意見書を地方自治法第99条の規定に基づき国会及び政府に対して提出するため、この案を提出します。

## 選 択 的 夫 婦 別 姓 制 度 の 法 制 化 に 関 す る 意 見 書

民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と定め、夫婦同姓を義務付けている。その結果、多くの女性が婚姻に際して改姓し、アイデンティティの喪失に直面したり、仕事や研究等で築いた信用や評価を損なったりするなど、様々な場面で不利益を被っている。

これらは「婚姻の自由」や「氏名の変更を強制されない自由」などの人権や憲法に関わる問題であり、国際社会からも女性差別撤廃条約や自由権規約に反するとの指摘を受けている。とりわけ国連の女性差別撤廃委員会は、政府に対し、平成15年7月以降4回にもわたり、女性が婚姻前の姓を保持することを可能にする法整備を強く勧告している。

これに対し、政府は、旧姓の通称使用拡大の取組を進めているものの、令和3年9月30日開催の男女共同参画会議第3回計画実行・監視専門調査会配布資料において、旧姓の通称使用を拡大したとしても、例えば金融機関等との取引や海外渡航の際の本人確認、公的機関・企業とのやり取り等での困難は避けられないなど、7分野にもわたる旧姓の通称使用の限界について内閣府がまとめている。

また、経済団体・労働団体等の各種団体からも、旧姓の通称使用は、企業にとってビジネス上のリスクであるとする意見等が述べられている。

さらに、日本経済団体連合会の会員企業の女性役員を対象にした令和6年の調査においては、旧姓の通称使用が可能な場合でも、何らかの不便さ・不都合、不利益が生じると思うと回答した女性役員の割合は88%にも上っている。

この問題の根本的な解決のためには、夫婦の姓に関して選択肢を設ける法制度の導入が必要である。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、この問題の根本的な解決のために選択的夫婦別姓制度を法制化するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和    年    月    日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長

様

参議院議長  
内閣総理大臣  
法務大臣

様  
様  
様